

## 調査票新旧対照表

### 【主な変更点】

#### 調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

- 「4. いじめの認知件数の学年別内訳」
  - ・ 男女別の内訳を削除した。
  
- 「11. いじめ防止対策推進法に関して」
  - ・ 「(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について」に、「[4] 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」を新たに設けた。

#### 調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

- 「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」
  - ・ 男女別の内訳を削除した。
  - ・ 項目名「異性問題」を、「恋愛関係での悩み」に変更した。

#### 調査Ⅷ 教育相談の状況

- ・ 項目名「SNS等を活用した相談」を「SNS等オンラインを活用した相談」に変更し、SNSによるもののほか、メールやWEB会議システムによるもの等、オンラインを活用した相談を広く含むことを明確にした。

【変更箇所の詳細】

変更後	変更前
<p>(基本情報)</p> <p>学年制・単位制</p> <p>(注) 令和3年度「学校基本調査」において、在籍生徒数と同数を「うち単位制による課程」欄に計上している場合には「単位制」を選択し、在籍生徒の一部に当たる人数を「うち単位制による課程」欄に計上している場合には「学年制と単位制を併置」を選択すること。</p>	<p>(基本情報)</p> <p>(注書きの追加)</p>
<p>調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等</p> <p>(学校4頁)</p> <p>4. いじめの認知件数の学年別内訳 (削除)</p>	<p>調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等</p> <p>(学校4頁)</p> <p>4. いじめの認知件数の学年別、<u>男女別内訳</u> <u>男女別の記入欄</u></p>
<p>(学校12頁)</p> <p>11. いじめ防止対策推進法に関して (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について</p> <p>[4] <u>重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況</u></p> <p><u>いじめとして認知していた</u></p> <p><u>いじめの解消に向けて取組中だった</u></p> <p><u>いじめは解消したと判断していた</u></p> <p><u>いじめとして認知していなかった</u></p> <p><u>いじめに該当し得るトラブル等の情報があった</u></p> <p><u>いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった</u></p>	<p>11. いじめ防止対策推進法に関して (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について</p> <p>(新規追加)</p>

<p><b>調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等</b> (学校 13 頁)</p> <p><b>1. 長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)</b> (注 1) 「長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)」については、</p> <p>①令和 4 年 3 月 3 1 日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄(「出席停止・忌引き等の日数」欄の名称を変更している場合には当該名称を変更した欄)の合計の日数により、令和 3 年度間に 3 0 日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。 (以下略)</p> <p>③理由は次によることとする。(以下略)</p> <p>* 「その他」の具体例 (略)</p> <p><u>・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習(オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。)に参加したことによって、登校しなかった日数が 3 0 日以上となる者</u></p>	<p><b>調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等</b> (学校 12 頁)</p> <p><b>1. 長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)</b> (注 1) 「長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)」については、</p> <p>①令和 4 年 3 月 3 1 日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和 3 年度間に 3 0 日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。 (以下略)</p> <p>③理由は次によることとする。(以下略)</p> <p>* 「その他」の具体例 (略) (具体例の追加)</p>
<p>(学校 16 頁)</p> <p><b>6. 不登校児童生徒のうち自宅における ICT 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数</b> (注 1) <u>不登校児童生徒のうち、令和元年 1 0 月 2 5 日付け元文科初第 6 9 8 号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」</u>について実人数を記入する。</p>	<p>(学校 15 頁)</p> <p><b>6. 自宅における ICT 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数</b> (注 1) 令和元年 1 0 月 2 5 日付け元文科初第 6 9 8 号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。</p>

<p><b>調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等</b> (学校 17 頁)</p> <p><b>1. 長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)</b> (注 1)「長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)」については、</p> <p>①「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄(「出席停止・忌引き等の日数」欄の名称を変更している場合には当該名称を変更した欄)の合計の日数により、令和 3 年度間に 30 日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)生徒数をそれぞれ理由別に記入する。 (以下略)</p> <p>④理由は次によることとする。(以下略)</p> <p>*「その他」の具体例 (略) ・<u>新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習(オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。)に参加したことによって、登校しなかった日数が 30 日以上となる者</u></p>	<p><b>調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等</b> (学校 16 頁)</p> <p><b>1. 長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)</b> (注 1)「長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)」については、</p> <p>①「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和 3 年度間に 30 日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)生徒数をそれぞれ理由別に記入する。 (以下略)</p> <p>④理由は次によることとする。(以下略)</p> <p>*「その他」の具体例 (略) (具体例の追加)</p>
<p><b>調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況</b> (学校 23 頁)</p> <p><b>2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況</b> (削除)</p> <p><u>恋愛関係での悩み</u></p>	<p><b>調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況</b> (学校 22 頁)</p> <p><b>2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況</b> <u>男女別の記入欄</u></p> <p><u>異性問題</u></p>

<p><b>調査Ⅶ 出席停止の措置の状況</b> (委員会 3 頁)</p> <p>1. 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数 (注 1) 「出席停止」とは、学校教育法第 3 5 条、第 4 9 条又は第 4 9 条の 8 に基づく措置をいう。なお、この出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。 (注 2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。中学校には、中等教育学校前期課程を含まない。</p>	<p><b>調査Ⅶ 出席停止の措置の状況</b> (委員会 3 頁)</p> <p>1. 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数 (注 1) 「出席停止」とは、学校教育法第 3 5 条又は第 4 9 条に基づく措置をいう。なお、この出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。 (注 2) 中学校には、中等教育学校前期課程を含まない。</p>
<p><b>調査Ⅷ 教育相談の状況</b> (委員会 5 頁)</p> <p>1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）</p> <p>(9) SNS 等オンラインを活用した相談</p> <p>(注 4) 巡回相談とは相談者の便を図り、計画的に公民館等に出向いて相談を受けるものをいう。</p> <p>(注 5) SNS 等オンラインを活用した相談とは、SNS によるもののほか、メールや WEB 会議システムによるもの等、オンラインを活用した相談をいう。</p> <p>(注 6) (注 7) (注 8)</p>	<p><b>調査Ⅷ 教育相談の状況</b> (委員会 5 頁)</p> <p>1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）</p> <p>(9) SNS 等を活用した相談</p> <p>(注書きの追加)</p> <p>(注書きの追加)</p> <p>(注 4) (注 5) (注 6)</p>

<p>(注9) <u>電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンライン</u>を活用した相談の合計の数(⑤・⑥・⑦・⑧)は、「4. <u>電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンライン</u>を活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数」の教育相談件数のそれぞれの形態の計(⑤・⑥・⑦・⑧)と一致すること。</p> <p>2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況(指定都市教育委員会においては記入不要)</p> <p>SNS等<u>オンライン</u></p> <p>(注4) <u>訪問相談, 巡回相談, SNS等オンライン</u>を活用した相談の区分については、「1. <u>各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)</u>」の注書きを参照すること。</p>	<p>(注7) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談の合計の数(⑤・⑥・⑦・⑧)は、「4. <u>電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等</u>を活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数」の教育相談件数のそれぞれの形態の計(⑤・⑥・⑦・⑧)と一致すること。</p> <p>2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況(指定都市教育委員会においては記入不要)</p> <p>SNS等</p> <p>(注書きの追加)</p>
<p>(委員会6頁)</p> <p>4. <u>電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンライン</u>を活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)</p> <p>SNS等<u>オンライン</u>を活用した相談</p>	<p>(委員会6頁)</p> <p>4. <u>電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等</u>を活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)</p> <p>SNS等を活用した相談</p>

(注1) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談の計⑤, ⑥, ⑦, ⑧は, 「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計⑤, ⑥, ⑦, ⑧と一致すること。

(注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は, それぞれの欄に計上すること。(例) 電話相談, 訪問相談, 巡回相談, SNS等オンラインを活用した相談のいずれかの形態で, いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合, 「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

(注1) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談の計⑤, ⑥, ⑦, ⑧は, 「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計⑤, ⑥, ⑦, ⑧と一致すること。

(注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は, それぞれの欄に計上すること。(例) 電話相談, 訪問相談, 巡回相談, SNS等を活用した相談のいずれかの形態で, いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合, 「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

(委員会7頁)

**5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数(指定都市教育委員会においては記入不要)**

**SNS等オンラインを活用した相談**

(注1) 来所相談・電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談の計⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬は, 「2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬と一致すること。

(注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は, それぞれの欄に計上すること。

(例) 来所相談, 電話相談, 訪問相談, 巡回相談, SNS等オンラインを活用した相談のいずれかの形態で, いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合, 「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

(委員会7頁)

**5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数(指定都市教育委員会においては記入不要)**

**SNS等を活用した相談**

(注1) 来所相談・電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談の計⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬は, 「2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬と一致すること。

(注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は, それぞれの欄に計上すること。

(例) 来所相談, 電話相談, 訪問相談, 巡回相談, SNS等を活用した相談のいずれかの形態で, いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合, 「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

<p>(委員会 8 頁)</p> <p>6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数 (都道府県, 指定都市, 市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)</p> <p>(注 4) <u>義務教育学校前期課程は「(1)小学校」, 義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は「(2)中学校」, 中等教育学校後期課程は「(3)高等学校」に計上すること。</u></p>	<p>(委員会 8 頁)</p> <p>6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数 (都道府県, 指定都市, 市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)</p> <p>(注書きの追加)</p>
<p>7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数 (都道府県, 指定都市, 市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)</p> <p>(注 5) <u>義務教育学校前期課程は「(1)小学校」, 義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は「(2)中学校」, 中等教育学校後期課程は「(3)高等学校」に計上すること。</u></p>	<p>7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数 (都道府県, 指定都市, 市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)</p> <p>(注書きの追加)</p>